

# 「治療証明書」 「施術証明書」の提出について

「共済金請求書」提出後、当会が必要と判断した場合（共済金が5万円以上の場合等）「治療証明書」又は「施術証明書」の提出をお願いすることがあります。

必要に応じて当会より提出依頼の文書をお送りします。

「治療証明書」「施術証明書」の様式は手引き及びHPには掲載しておりません。

「治療証明書」「施術証明書」作成の文書料は、共済金請求者様の負担となります。

## 参考

「治療証明書」……医療機関（病院・クリニック・医院）  
を受診した場合

「施術証明書」……施術所（接骨院・整骨院）を受診した  
場合